

70歳から74歳の方の医療費について

医療費は、月ごとに、各医療機関(病院、薬局等)、入院と外来で、それぞれ下記の限度額までが自己負担になります。

所得区分		自己負担	入院の限度額	外来の限度額	食事代	手続の必要性
現役並み	Ⅲ 課税所得 690万以上	3割	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【多数該当:140,100円】		1食 510円	不要
	Ⅱ 課税所得 380万以上		167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【多数該当:93,000円】			
	Ⅰ 課税所得 145万以上		80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【多数該当:44,400円】			
一般		2割	57,600円 【多数該当:44,400円】	18,000円 【年 144,000円】		不要
住民税 非課税等	Ⅱ 住民税 非課税世帯	2割	24,600円	8,000円	1食 240円	標準負担 額減額証 を取得※
	Ⅰ 年金収入 80万円以下		15,000円		1食 110円	

※当院では、限度額適用認定証を取得・提示しなくても、お申し出により登録が可能です。医療機関(病院、薬局等)によって対応が異なりますので、直接ご確認ください。

・入院時の食事代や室料等は実費負担となります。

【多数該当】…過去12ヶ月以内に3回以上、上限に達した場合4回目から上限額が下がります。希望される方は外来計算窓口でお申し出ください。

【合 算】…同じ健康保険に加入している複数の方が医療機関にかかった場合、1人の方が複数の医療機関に受診した場合、同月に入院と外来があった場合は、医療費が合計され、自己負担限度額を超えた額が保険者より払い戻されます。

2025年4月